

改正案	現 行
<p>(安全弁等) 第47条 (略) 2～5 (略) 6 省令第32条第2項に規定する「適切な措置が講じられているもの」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 (略) 二 <u>固体高分子型のものであって、停止時に燃料ガスを通ずる部分を密閉し、当該密閉する区間の圧力が最高使用圧力を超えることを防止する機能又は構造を有するもの</u></p>	<p>(安全弁等) 第47条 (略) 2～5 (略) 6 省令第32条第2項に規定する「適切な措置が講じられているもの」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 (略) 二 停止時に燃料ガスを通ずる部分を密閉するものであって、密閉する区間の圧力が最高使用圧力を超えることを防止する機能又は構造を有するもの</p>